

12/7 証明書コンビニ交付 サービスの一部停止

ネットワーク保守作業のため、12月7日(土)の終日、マイナンバーカード(個人番号カード)および住民基本台帳カード(住基カード)を利用した「証明書コンビニ交付サービス」での戸籍証明書の交付ができません。

なお、住民票・印鑑登録証明書・所得課税証明書は、通常通り交付できます。

詳しくは、窓口サービス課(☎47-8764)へ。



市民サービスセンター 12月7日(土)に臨時休館

新市庁舎への移転によるシステム機器の停止に伴い業務ができなくなるため、すべての市民サービスセンターを12月7日(土)に臨時休館します。

詳しくは、窓口サービス課(☎47-8759)へ。

ごみの野焼きは禁止されています

家庭で、ごみを屋外焼却することは一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンも発生し、周囲に大変迷惑をかけます。

各家庭のごみは、分別を徹底して、指定された日に「ごみステーション」に出してください。



焼却禁止の例外

- ①風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却(しめ縄を燃やす行事など)
- ②農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却(焼き畑など)
- ③たき火そのほか日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(落ち葉たきなど)

上記は一例です。また、上記に該当する場合であっても、近隣の迷惑とならないよう、風向きや時間帯に注意してください。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。



大垣税務署の申告相談 電話で事前予約を

大垣税務署は、令和元年分確定申告会場を、2月17日から3月16日まで(土日、休日除く)、例年どおり市民会館に開設します。

その期間以外にも、電話による「事前予約」をされた人を対象に、税務署内で所得税及び復興特別所得税などの申告相談を行っています。

詳しくは、大垣税務署個人課

審議会を傍聴してみませんか

公民館運営審議会	担当：社会教育スポーツ課(☎47-8039)
12/17(火) 9:15~9:50	情報工房2階 会議室4
・公民館年間行事について ほか	
社会教育委員の会	担当：社会教育スポーツ課(☎47-8039)
12/17(火) 10:00~11:30	情報工房2階 会議室4
・地域社会教育推進事業の活動報告 ほか	

税第一部門(☎78-4104)へ。

農地中間管理事業を活用

市は、農業振興地域における農地の貸し借りの仕組みとして、「農地中間管理事業」を行っています。

これは、県の指定を受けた農地中間管理機構が、耕作を続けることができなくなった農地を借り上げ、意欲ある農業者に貸し付けるものです。

ご自身で耕作や農地の管理を続けることが難しくなった場合は、この事業の活用をご検討ください。

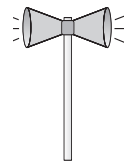
詳しくは、最寄りのJAまたは農林課(☎47-8628)へ。

防災行政無線の一時停止

新市庁舎への機器移設に伴い、市防災行政無線による放送を一時停止します。

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。

*停止期間/12月14日(土) 午前8時~12月15日(日) 午後5時 ※雨天により作業を順延する場合あり



宝くじの助成金で 太鼓を整備

(一財)自治総合センターは、住民が行うコミュニティ活動を対象に、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじ受託事業収入を財源とした「コミュニティ助成事業」を市町村を通じて行っています。

今年度、市内では、上石津まちづくり協議会が行ったコミュニティ活動備品(和太鼓など)の整備に対し、250万円の助成を受けました。

詳しくは、市民活動推進課(☎47-7169)へ。



空家の適切な管理をお願いします

近年、適切な管理が行われていない空家が増加しており、屋根・外壁の脱落や飛散、防犯面などの問題が生じるおそれがあります。空家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。詳しくは、住宅課(☎47-8184)へ。

ポイント① 空家の定期的な見回りを!

空家は、個人の財産であり、空家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、その所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められており、当事者間での解決が基本となります。

所有者は、隣の家屋や道路など周辺への支障がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所・自治会へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちや自治会に連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

ポイント③ 空家の将来を考える!

現在、適切な管理をされている空家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。

将来のことを考え、空家の貸家としての活用や、中古住宅として売却するなど積極的な利活用をご検討ください。また、空家を使用する予定がない場合は解体も検討しましょう。

今後、自分の家が空家になる可能性がある人は、方向性について、親族で話し合いの場を持つようにしましょう。

